

新居浜市最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象となる建設工事は、設計金額が1億円未満で競争入札によるものとする。ただし、新居浜市建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成19年制定）第2条の規定に基づく簡易型総合評価落札方式によるものは、除くものとする。

(最低制限価格の算定等)

第3条 市長又は契約に関する事務を委任された者（以下「契約担当者」という。）は、最低制限価格制度の基準となる価格（以下「最低制限価格」という。）を別表に掲げるところにより定めなければならない。ただし、契約担当者が特に必要と認めた工事の最低制限価格の算定は、この限りでない。

2 前項に規定する最低制限価格を定めたときは、予定価格が記載された書面又は電子ファイルに併記するものとする。

3 最低制限価格は、落札者の決定後に公表するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 契約担当者は、最低制限価格制度の対象工事の入札を執行するときは、本要領が適用されることを入札参加者に対して適当な方法により周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札を行った者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者として決定するものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札をした者が複数ある場合、落札者を決定は、抽選によるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。

別表（第3条関係）

最低制限価格の算定方法

区 分	計 算 式	備 考
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	$\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$	左欄の計算式により算出した額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、10分の7.5を乗じて得た額とする。
土木工事（上記区分に含まれない工事を含む。）	$\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$	左欄の計算式により算出した額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、10分の7.5を乗じて得た額とする。

※各費目毎に所定の率を乗じて、円未満は切捨てた額の合計額を最低制限価格とする。